

東浦町週休2日制工事実施ガイドライン(建築工事) 新旧対照表

【新】	【旧】
東浦町週休2日制工事実施ガイドライン（建築工事） 令和7年4月1日施行 令和8年10月1日改正 （対象工事） 第2条 東浦町が発注する設計金額（税込み）200万円を超える建築工事で、単価適用日が令和8年10月1日以降の全ての工事を対象とする。ただし、次のいずれかに該当する工事は除く。 （1）緊急の実施が必要となる工事 （2）対象期間が著しく短い工事 （3）その他、発注者が週休2日制工事に適さないと判断した工事 （用語の定義） 第3条 このガイドラインにおける用語は次のとおり定義する。 （1）週休2日 ア 完全週休2日（土日） 対象期間の全ての週において、原則として土曜日及び日曜日を現場閉所（現場休息）日に指定し、2日以上現場閉所（現場休息）を行ったと認められる状態をいう。ただし、土曜日又は日曜日に現場作業を行うこととされている場合は、受発注者間で協議した上で、当該曜日に代わる曜日を現場閉所日（現場休息日）に指定することができる。 イ 月単位の週休2日 対象期間の全ての月において4週8休以上の現場閉所（現場休息）を行ったと認められる状態をいう。 ウ 通期の週休2日 対象期間において、4週8休以上の現場閉所（現場休息）を行ったと認められる状態をいう。 （2）から（6）まで 略 （削除） （達成基準） 第4条 週休2日の達成基準は次のとおりとする。 （1）完全週休2日（土日） 対象期間内の全ての週（原則として、月曜日から日曜日までの7日間とする。以下同じ。）ごとに現場閉所（現場休息）日数が2日以上水準に達していることをもって判断する。ただし、対象期間	東浦町週休2日制工事実施ガイドライン（建築工事） 令和7年4月1日施行 （対象工事） 第2条 東浦町が発注する建築工事で、令和7年4月1日以降に契約する全ての工事を対象とする。ただし、次のいずれかに該当する工事は除く。 （1）緊急の実施が必要となる工事 （2）対象期間（第3条（2））が著しく短い工事 （3）その他、発注者が週休2日制工事に適さないと判断した工事 （用語の定義） 第3条 このガイドラインにおける用語は次のとおり定義する。 （1）週休2日 （新規） ア 月単位の週休2日 対象期間において、全ての月で4週8休以上の現場閉所（現場休息）を行ったと認められる状態をいう。 イ 通期の週休2日 対象期間において、4週8休以上の現場閉所（現場休息）を行ったと認められる状態をいう。 （2）から（6）まで 略 （7）4週8休以上 ア 月単位の4週8休以上 対象期間内の全ての月ごとに現場閉所（現場休息）日数の割合（以下「現場閉所（現場休息）率」という。）が28.5%（8日/28日）以上の水準に達する状態をいう。ただし、暦上の対象期間となる土曜日・日曜日の日数の割合が28.5%に満たない月においては、当該月の対象期間となる土曜日・日曜日の合計日数以上の現場閉所（現場休息）を行っている状態をいう。 なお、現場閉所日（現場休息日）を、原則として土曜日・日曜日としない場合においては、上記の「土曜日・日曜日」を変更できるものとする。 イ 通期の4週8休以上 対象期間内の現場閉所（現場休息）率が、28.5%（8日／28日）以上の水準に達する状態をいう。 なお、ア、イとも、降雨、積雪等による予定外の閉所日や、猛暑による作業不能日についても、現場閉所（現場休息）日数に含めるものとする。 （新規）

<u>の日数が7日に満たない週においては、当該週の土曜日及び日曜日の合計日数以上の現場閉所（現場休息）を行っていれば、達成しているものとみなす。</u> <u>（2）月単位の週休2日</u> <u>対象期間内の全ての月ごとに現場閉所（現場休息）日数の割合（以下「現場閉所（現場休息）率」という。）が28.5%（8日/28日）以上の水準に達していることをもって判断する。ただし、暦上の対象期間となる土曜日及び日曜日の日数の割合が28.5%に満たない月においては、当該月の対象期間となる土曜日及び日曜日の合計日数以上の現場閉所（現場休息）を行っていれば、達成しているものとみなす。</u> <u>（3）通期の週休2日</u> <u>対象期間内の現場閉所（現場休息）率が、28.5%（8日/28日）以上の水準に達していることをもって判断する。</u> <u>なお、現場閉所日（現場休息日）を土曜日及び日曜日としない場合においては、上記の「土曜日及び日曜日」を変更できるものとする。完全週休2日（土日）に取り組む場合は、同一の週内において変更するものとする。</u> <u>また、降雨、積雪等による予定外の閉所日や、猛暑による作業不能日についても、現場閉所（現場休息）日数に含めるものとする。</u> （発注方式） 第5条 次のいずれかによる方式を基本とする。なお、一つの工事現場で複数の工事が分離発注される場合は、全ての工事について同一の方式を選択する。 （1）<u>完全週休2日（土日）Ⅰ型</u> <u>受注者が工事着手前に「完全週休2日（土日）」に取り組む旨を発注者と協議したうえで取り組む方式（月単位の週休2日及び通期の週休2日は必須）</u> （2）<u>完全週休2日（土日）Ⅱ型</u> <u>受注者が工事着手前に「完全週休2日（土日）及び「月単位の週休2日」又は「月単位の週休2日」に取り組む旨を発注者と協議したうえで取り組む方式（通期の週休2日は必須）</u> （積算方法等） 第6条 積算方法等は次のとおりとする。 （1）補正方法 週休2日制工事において、以下のアからウまでの現場閉所（現場休息）の状況に応じた補正係数により労務費（<u>予定価格のもととなる</u>工事費の積算に用いる複合単価、市場単価及び物価資料の掲載価格（材工単価）の労務費）<u>及び現場管理費（原則として、現場管理費率相当額）</u>を補正する。 <table><tr><td><u>ア</u></td><td><u>完全週休2日（土日）適用工事</u></td><td><u>労務費</u></td><td><u>1.02</u></td></tr><tr><td></td><td></td><td><u>現場管理費</u></td><td><u>1.01</u></td></tr><tr><td><u>イ</u></td><td><u>月単位の週休2日適用工事</u></td><td><u>労務費</u></td><td><u>1.02</u></td></tr><tr><td><u>ウ</u></td><td><u>通期の週休2日適用工事</u></td><td><u>労務費</u></td><td><u>1.00</u></td></tr></table> <u>（削除）</u> （2）積算及び変更方法 ア <u>完全週休2日（土日）Ⅰ型</u> <u>（ア）「月単位の週休2日」の達成を前提に、（1）イにより労務費を補正し工事費を積算して、予定価格を作成する。</u> <u>（イ）工事着手前に受注者が「完全週休2日（土日）」の取組を希望する場合については、直近の変更契約時に合わせる等により、補正係数を（1）アに変更するものとする。</u> <u>（ウ）現場閉所（現場休息）の達成状況を確認し、「完全週休2日（土日）」が未達成で、月単位の週休2日を達成している場合（請負代金額の増額変更を行った場合に限る）は、補正係数を（1）イに変更し、「月単位の週休2日」が未達成の場合（請負代金額の増額変更を行った場合に限る）</u>	<u>ア</u>	<u>完全週休2日（土日）適用工事</u>	<u>労務費</u>	<u>1.02</u>			<u>現場管理費</u>	<u>1.01</u>	<u>イ</u>	<u>月単位の週休2日適用工事</u>	<u>労務費</u>	<u>1.02</u>	<u>ウ</u>	<u>通期の週休2日適用工事</u>	<u>労務費</u>	<u>1.00</u>	（発注方式） 第4条 次のいずれかによる方式を基本とする。なお、一つの工事現場で複数の工事が分離発注される場合は、全ての工事について同一の方式を選択する。 （1）<u>発注者指定方式</u> <u>発注者が月単位の週休2日に取り組むことを指定する方式（通期の週休2日は必須）</u> （2）<u>受注者希望方式</u> <u>受注者が工事着手前に発注者に対して、週休2日に取り組む旨を協議したうえで取り組む方式（通期の週休2日は必須）</u> （積算方法等） 第5条 積算方法等は次のとおりとする。 （1）補正方法 週休2日制工事において、以下のアからウまでの現場閉所（現場休息）の状況に応じた補正係数により労務費（工事費の積算に用いる複合単価、市場単価及び物価資料の掲載価格（材工単価）の労務費）を補正する。 <u>（新規）</u> <table><tr><td><u>ア</u></td><td><u>月単位の週休2日制工事（4週8休以上）</u></td><td><u>1.04</u></td></tr><tr><td><u>イ</u></td><td><u>通期の週休2日制工事（4週8休以上）</u></td><td><u>1.02</u></td></tr><tr><td><u>ウ</u></td><td colspan="2"><u>複合単価、市場単価等の補正対象及び補正係数は別に定める。</u></td></tr></table> （2）積算及び変更方法 ア <u>発注者指定方式</u> <u>月単位の4週8休以上を前提に、（1）アにより労務費を補正し工事費を積算して、予定価格を作成する。</u> <u>（新規）</u> 現場閉所（現場休息）の達成状況を確認後、<u>月単位の4週8休に満たない場合は、補正係数を（1）イに変更し、通期の4週8休に満たない場合は、補正係数を除し、請負代金額のうち労務費補正分を減額変更する。</u>	<u>ア</u>	<u>月単位の週休2日制工事（4週8休以上）</u>	<u>1.04</u>	<u>イ</u>	<u>通期の週休2日制工事（4週8休以上）</u>	<u>1.02</u>	<u>ウ</u>	<u>複合単価、市場単価等の補正対象及び補正係数は別に定める。</u>	
<u>ア</u>	<u>完全週休2日（土日）適用工事</u>	<u>労務費</u>	<u>1.02</u>																							
		<u>現場管理費</u>	<u>1.01</u>																							
<u>イ</u>	<u>月単位の週休2日適用工事</u>	<u>労務費</u>	<u>1.02</u>																							
<u>ウ</u>	<u>通期の週休2日適用工事</u>	<u>労務費</u>	<u>1.00</u>																							
<u>ア</u>	<u>月単位の週休2日制工事（4週8休以上）</u>	<u>1.04</u>																								
<u>イ</u>	<u>通期の週休2日制工事（4週8休以上）</u>	<u>1.02</u>																								
<u>ウ</u>	<u>複合単価、市場単価等の補正対象及び補正係数は別に定める。</u>																									

は、補正係数を除し、請負代金額のうち補正分を減額変更する。 イ <u>完全週休2日（土日）Ⅱ型</u> <u>（ア）</u> 通期の4週8休以上を前提に、工事費を積算して予定価格を作成する。 <u>（イ）</u> 工事着手前に<u>受注者が「完全週休2日（土日）」</u>の取組を希望する場合については、補正係数を（1）アに変更し、<u>「月単位の週休2日」の取組を希望する場合については、補正係数を（1）イに変更するものとし、補正係数の変更については、直近の契約変更時に合わせる等により行うものとする。</u> <u>（ウ）</u> 現場閉所（現場休息）の達成状況を確認し、<u>「完全週休2日（土日）」が未達成で、週休2日を達成している場合（請負代金額の増額変更を行った場合に限る）</u>は、補正係数を（1）イに変更し、<u>「月単位の週休2日」が未達成の場合（請負代金額の増額変更を行った場合に限る）</u>は、補正係数を除し、請負代金額のうち補正分を減額変更する。 （対象工事である旨等の明示） 第7条 略 （現場閉所（<u>現場休息</u>）の確認方法等） 第8条 現場閉所（現場休息）の確認方法等は次のとおりとする。 （1）現場閉所（現場休息）の確認方法 ア 工事着手前 （ア）監督員は、<u>完全週休2日（土日）、</u>月単位の週休2日又は通期の週休2日に取り組む旨を記載した総合施工計画書及び現場閉所（現場休息）の予定日を記載した工程表を受注者より受領し、<u>受注者が取り組む</u>週休2日が確保されていることを確認する。 （イ）及び（ウ） 略 （適正工期の設定等） 第9条 適正工期の設定等は次のとおりとする。 （1）適正な工期の確保 「公共建築工事における工期設定の基本的考え方※」等に基づき、全体工期の<u>遅延が生じないように、設備工事等の後工程の</u>適正な施工期間<u>や設備の総合試運転調整等に必要期間</u>を確保するなど適正な工期を設定する。 （2）工事成績評定 <u>ア 「完全週休2日（土日）」が達成された場合、工事成績評定表の「5 創意工夫 ●その他」において評価する。（2点）</u> <u>イ 「月単位の週休2日」が達成された場合、工事成績評定表の「5 創意工夫 ●その他」において評価する。（1点）</u> <u>ウ 「通期の週休2日」が達成された場合、工事成績評定表の「5 創意工夫 ●その他」において評価する。（0.5点）</u> （3）取組証の発行 ア（2）により工事成績評定において評価した場合で、受注者が取組証の発行を希望する場合は、受注者は、<u>工事完成</u>までに申し出るものとする。 イ 略 （4）元請下請の取引の適正化 週休2日制工事の実施にあたり、<u>監督員は</u>工期や契約金額等について下請業者へのしわ寄せが生じないように受注者に指導する。 （5）モニタリングの実施	イ <u>受注者希望方式</u> 通期の4週8休以上を前提に、<u>（1）イにより労務費を補正し</u>工事費を積算して予定価格を作成する。 工事着手前に<u>月単位の週休2日に取り組むことについて協議が整った場合（受注者が月単位の週休2日</u>の取組を希望する場合<u>を含む）</u>については、補正係数を（1）アに変更し、直近の契約変更時に合わせ<u>て請負代金額のうち労務費補正分を増額変更</u>する。 現場閉所（現場休息）の達成状況を確認<u>後、</u><u>月単位の4週8休に満たない</u>場合（請負代金額の増額変更を行った場合に限る）は、補正係数を（1）イに変更し、<u>通期の4週8休に満たない</u>場合は、補正係数を除し、請負代金額のうち<u>労務費</u>補正分を減額変更する。 （対象工事である旨等の明示） 第6条 略 （現場閉所の確認方法等） 第7条 現場閉所（現場休息）の確認方法等は次のとおりとする。 （1）現場閉所（現場休息）の確認方法 ア 工事着手前 （ア）監督員は、月単位の週休2日又は通期の週休2日に取り組む旨を記載した総合施工計画書及び現場閉所（現場休息）の予定日を記載した工程表を受注者より受領し、週休2日が確保されていることを確認する。 （イ）及び（ウ） 略 （適正工期の設定等） 第8条 適正工期の設定等は次のとおりとする。 （1）適正な工期の確保 「公共建築工事における工期設定の基本的考え方※」等に基づき、全体工期の<u>しわ寄せ</u>が生じないように設備工事の適正な施工期間を確保するなど適正な工期を設定する。 （2）工事成績評定 <u>（新規）</u> <u>ア 月単位の週休2日制工事</u> 月単位の週休2日が達成された場合、工事成績評定表の「5 創意工夫 ●その他」において評価する。（1点） <u>イ 通期の週休2日制工事</u> 通期の週休2日が達成された場合、工事成績評定表の「5 創意工夫 ●その他」において評価する。（0.5点） （3）取組証の発行 ア（2）により工事成績評定において評価した場合で、受注者が取組証の発行を希望する場合は、受注者は、<u>工事完了</u>までに申し出るものとする。 イ 略 （4）元請下請の取引の適正化 週休2日制工事の実施にあたり、工期や契約金額等について下請業者へのしわ寄せが生じないように受注者に指導する。 （5）モニタリングの実施
---	--

週休2日制工事を実施する場合、監督員はモニタリングを実施し、週休2日確保の阻害となる要因の把握や対応策を受注者と協議する。 また、モニタリングの一環として、工事完成日時点で監督員から受注者へアンケート調査の依頼があった場合は、受注者はこれに協力しなければならない。 通期の週休2日 <u>及び月単位の週休2日</u>が達成できなかった場合は、未達成の要因及び改善策を工事 <u>完成検査日</u>までに監督員に報告する。なお、受注者の責によらず達成できなかった場合はこの限りではない。 <u>附 則</u> <u>1 このガイドラインは、令和8年10月1日から施行する。</u> <u>2 このガイドラインによる改正後の東浦町週休2日制工事实施ガイドライン（建築工事）の規定は、単価適用日が令和8年10月1日以降の工事から適用し、単価適用日が令和8年9月30日以前の工事については、なお従前の例による。</u>	週休2日制工事を実施する場合、監督員はモニタリングを実施し、週休2日確保の阻害となる要因の把握や対応策を受注者と協議する。 また、モニタリングの一環として、工事完成日時点で監督員から受注者へアンケート調査の依頼があった場合は、受注者はこれに協力しなければならない。 通期の週休2日が達成できなかった場合は、未達成の要因及び改善策を工事 <u>完了検査日</u>までに監督員に報告する。なお、受注者の責によらず達成できなかった場合はこの限りではない。
---	---

様式第 1

年 月 日

週休 2 日制工事取組証

名称
代表者名（契約の相手方）様

東浦町長 印

以下のとおり証明する。

工 事 名		
本 工 事 の 業 種		
最 終 契 約 金 額 ※ 1	金 円	
引 渡 し 年 月 日 ※ 2	年 月 日	
週 休 2 日 の 形 式 ※ 3		完全週休 2 日（土日）
		月単位の週休 2 日
		通期の週休 2 日

※ 1 最終契約金額が 1,000 万円未満の工事は取組証の発行は対象外とする。
※ 2 完成検査合格通知書に記載の引渡し年月日を記載
※ 3 該当する形式に「○」を記載

様式第 1

年 月 日

週休 2 日制工事取組証

名称
代表者名（契約の相手方）様

東浦町長 印

以下のとおり証明する。

工 事 名		
路 線 等 の 名 称		
工 事 場 所		
本 工 事 の 業 種		
契 約 締 結 年 月 日	年 月 日	
最 終 請 負 代 金 額 ※ 1	金 円	
工 期	着 手	年 月 日
	完 了	年 月 日
完 了 年 月 日	年 月 日	
引 渡 し 年 月 日 ※ 2	年 月 日	
週 休 2 日 制 工 事 の 形 式 ※ 3		月単位の週休 2 日制工事
		通期の週休 2 日制工事

※ 1 最終請負契約金額が 1,000 万円未満の工事は取組証の発行は対象外とする。
※ 2 完了検査合格通知書に記載の引渡し年月日を記載
※ 3 該当する形式に「○」を記載

(別記) 特記仕様書等における記載例

【**完全週休2日(土日)Ⅰ型**の場合】

- 1 本工事は、受注者が工事着手前に発注者に対して、完全週休2日(土日)について取り組む旨を協議したうえで工事を実施する週休2日制工事(完全週休2日(土日)Ⅰ型)である。なお、月単位の週休2日及び通期の週休2日については、受注者は協議にかかわらず取り組むものとする。詳細については、「東浦町週休2日制工事実施ガイドライン(建築工事)」を参照すること。
- 2 月単位の週休2日(全ての月で現場閉所率28.5%(8日/28日)以上)を前提に補正係数**1.02**による労務費(工事費の積算に用いる複合単価、市場単価及び物価資料の掲載価格(材工単価)の労務費)の補正をして予定価格を作成しており、発注者は、現場閉所の達成状況を確認し、月単位の週休2日が未達成の場合は、補正係数を除し、請負代金額のうち補正分を減額変更する。

なお、工事着手前に受注者が完全週休2日(土日)の取組を希望する場合については、補正係数1.02による労務費の補正及び補正係数1.01による現場管理費(原則として、現場管理費率相当額)の補正に変更し、請負代金額のうち補正分を増額変更する。現場閉所(現場休息)の達成状況を確認後、完全週休2日(土日)が未達成の場合(請負代金額の増額変更を行った場合に限る)で、月単位の週休2日を達成している場合は、現場管理費の補正係数を除し、月単位の週休2日が未達成の場合は、補正係数を除し、請負代金額のうち補正分を減額変更する。

【**完全週休2日(土日)Ⅱ型**の場合】

- 1 本工事は、受注者が工事着手前に発注者に対して完全週休2日(土日)又は月単位の週休2日に取り組む旨を協議したうえで工事を実施する週休2日制工事(完全週休2日(土日)Ⅱ型)である。なお、通期の週休2日については、受注者は協議にかかわらず取り組むものとする。詳細については、「東浦町週休2日制工事実施ガイドライン(建築工事)」を参照すること。
- 2

工事着手前に受注者が完全週休2日(土日)の取組を希望する場合については、補正係数1.02による労務費(工事費の積算に用いる複合単価、市場単価及び物価資料の掲載価格(材工単価)の労務費)の補正及び補正係数1.01による現場管理費(原則として、現場管理費率相当額)の補正をし、請負代金額のうち補正分を増額変更する。受注者が月単位の週休2日の取組を希望する場合については、補正係数**1.02**による労務費の補正をし、請負代金額のうち補正分を増額変更する。現場閉所(現場休息)の達成状況を確認後、完全週休2日(土日)が未達成の場合(請負代金額の増額変更を行った場合に限る)で、月単位の週休2日を達成している場合は、現場管理費の補正係数を除し、月単位の週休2日が未達成の場合(請負代金額の増額変更を行った場合に限る)は、補正係数を除し、請負代金額のうち補正分を減額変更する。

(別記) 特記仕様書等における記載例

【**発注者指定方式**の場合】

- 1 本工事は、発注者が週休2日に取り組むことを指定する週休2日制工事(発注者指定方式)である。詳細については、「東浦町週休2日制工事実施ガイドライン(建築工事)」を参照すること。
- 2 月単位の4週8休以上(全ての月で現場閉所率28.5%(8日/28日)以上)を前提に補正係数**1.04**により労務費(工事費の積算に用いる複合単価、市場単価及び物価資料の掲載価格(材工単価)の労務費)を補正して予定価格を作成しており、発注者は、現場閉所の達成状況を確認し、月単位の4週8休に満たない場合は、補正係数を1.02に変更し、通期の4週8休に満たない場合は補正係数を除し、請負代金額のうち労務費補正分を減額変更する。

【**受注者希望方式**の場合】

- 1 本工事は、受注者が工事着手前に発注者に対して週休2日に取り組む旨を協議したうえで工事を実施する週休2日制工事(受注者希望方式)である。詳細については、「東浦町週休2日制工事実施ガイドライン(建築工事)」を参照すること。
- 2 通期の4週8休以上(現場閉所率28.5%(8日/28日)以上)を前提に補正係数1.02により労務費(工事費の積算に用いる複合単価、市場単価及び物価資料の掲載価格(材工単価)の労務費)を補正して予定価格を作成しており、発注者は、現場閉所の達成状況を確認し、通期の4週8休に満たない場合は、補正係数を除し、請負代金額のうち労務費補正分を減額変更する。
なお、工事着手前に月単位の週休2日に取り組むことについて協議が整った場合(受注者が週休2日の取組を希望する場合を含む)については、補正係数を1.04に変更し、請負代金額のうち労務費補正分を増額変更する。現場閉所(現場休息)の達成状況を確認後、月単位の4週8休に満たない場合は、補正係数を1.02に変更し、通期の4週8休に満たない場合は、補正係数を除し、請負代金額のうち労務費補正分を減額変更する。